

## 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

### 【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいります。

なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

##### 【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不用品個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 内閣府(番号制度担当室)において、
  - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
  - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
  - ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要といただきたい。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【内閣府】

(13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)

また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

## 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

## 提案団体

各務原市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

## 根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
障害者総合支援法施行規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

### 【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいります。

なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

##### 【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不用品個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

##### ○ 内閣府（番号制度担当室）において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

##### ○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要といただきたい。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)

また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

## 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号	94	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し

## 提案団体

愛知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。

## 具体的な支障事例

「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県の予算編成のタイミングにかかわらず、市町村が「地域女性活躍推進交付金」を積極的に活用することができる。

## 根拠法令等

地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、神奈川県、川崎市、福井市、長野県、大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、福岡県、宮崎県

○令和元年度予算では、県内の3市町が要求し、交付決定となった。県の予算要求のスケジュールに間に合うよう、市町村に照会を行い、内容のチェック等を実施して国に申請を行ったが、県の予算要求に合わせて内容の検討を実施する必要があるため、事業内容や交付金額の精査の期間が短くなる。また、間接交付となるため、県で要綱制定や予算計上(国負担 10/10)、交付処理等を行う必要があるため、事務処理に時間がかかり、迅速に対応することができない。

○予算要求時点での市町村事業を把握することが難しく、また、年度中途での追加要望があった場合には、県において補正予算等での対応が必要となることから、議会開催時期の制約から、県の対応が難しい場合もある。

○地域女性活躍推進交付金(市町村事業)については、前年9月頃にある国の調査結果に基づき、翌年度の

県予算に計上しているところ。しかしながら、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応が必要となり、議会を経ての計上となり迅速な対応は行えない。また最終的に実績報告等を経てからの、国からの交付金の支払いとなるため、一時的とは言え、県の立替払が生じている。

○提出書類の内容について、国の担当者からの確認や指摘があった場合、県を経由してのやりとりになるため時間的ロスが発生してしまう。事業の実施が遅れる等の支障もあり、市が直接国へ手続きが行うことができるよう改善する必要があると考える。

#### 各府省からの第1次回答

地方公共団体からの提案を踏まえた対応について、現在関係部局との調整等を行っている。